

令和4年度(2022年度)

佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画



令和4年3月

佐 伯 市

ごみの減量・再資源化に みんなで取り組もう！



減量 その1

リサイクル紙^しとる？

～リサイクルできる紙をしっかりと分別しよう！～

燃えるごみの中には、お菓子の箱などリサイクル可能な紙がまだまだ多く含まれています。みんなで「リサイクル紙（し）とる？」を合言葉に、リサイクル可能な紙類をしっかりと分別し、紙リサイクルに取り組みましょう。

減量 その2

「もったいねえ」は、ごみを減らす合言葉！

～ものを大切にし、再使用を推進しよう！～

ごみを減量するためには、ものを大切にし、壊れても修理して使うといった行動が必要です。「もったいねえ」という言葉には、ものを大切にする気持ちが込められています。この言葉を合言葉にものを大切にし、使えるものは資源として再使用しながら、みんなでごみの減量に取り組みましょう。

1 実施計画について

(1) 計画の趣旨

ごみの排出抑制、再使用による減量化及び再生利用による再資源化の促進と適正な処理・処分を行うための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち」の実現を目指すため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年度(2022 年度)一般廃棄物(ごみ)処理実施計画を定める。

(2) 計画期間

令和 4 年(2022 年)4 月 1 日から令和 5 年(2023 年)3 月 31 日まで

2 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画処理区域

本市全域とする。

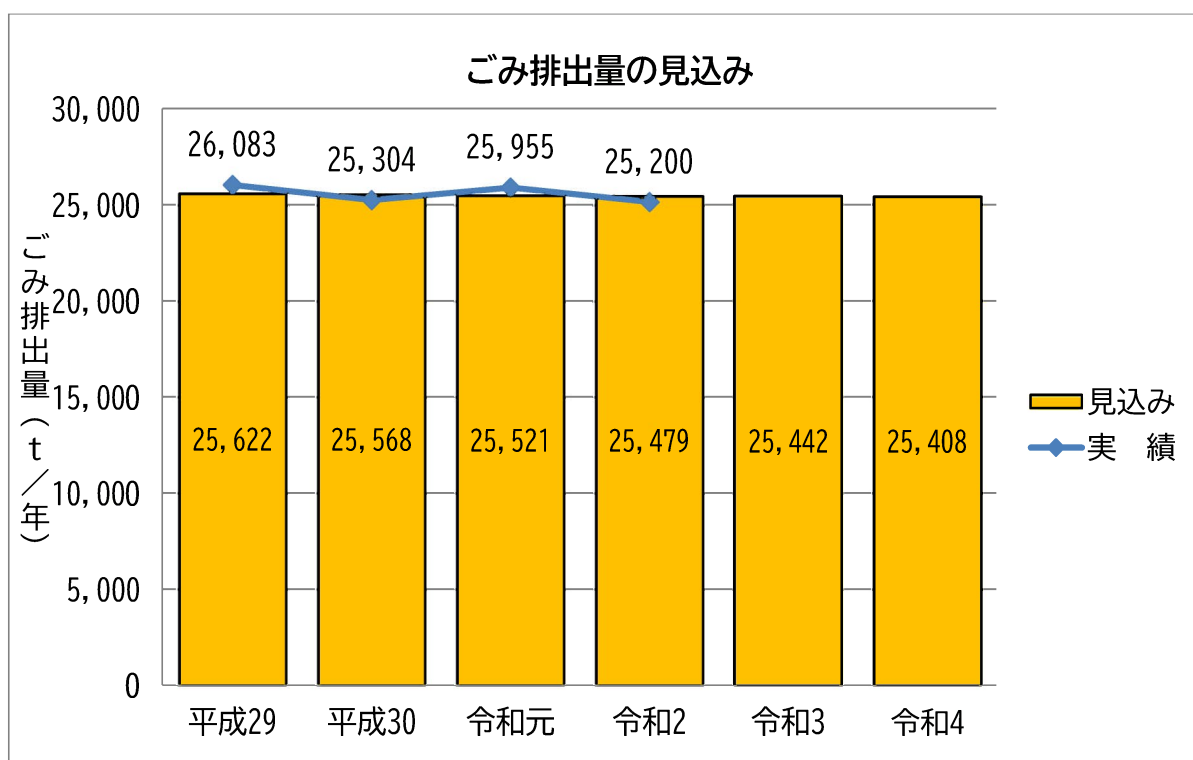
(2) ごみ排出量の見込み

※以後見込み量とは佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画による将来予測

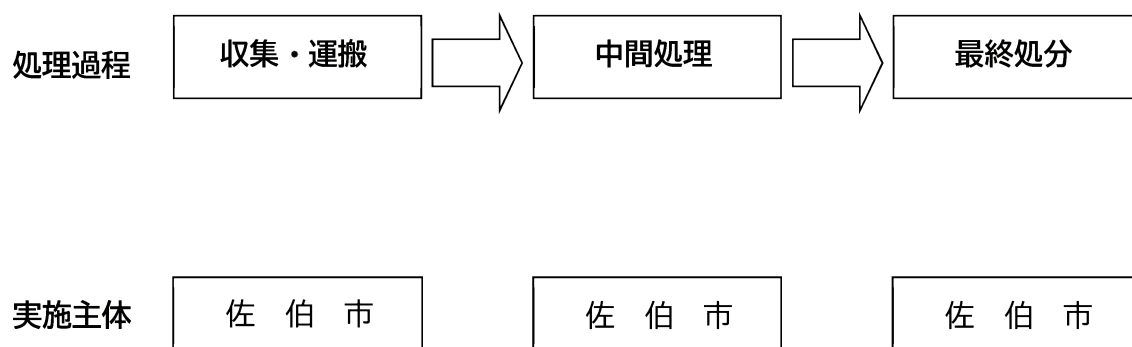
区 分		令和 2 年度 (実績) (t)	令和 4 年度 (見込み) (t)
家 庭 のごみ	燃えるごみ	14,479	14,570
	燃えないごみ	1,292	1,233
	資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	733	687
	資源ごみ(紙類・布類)	1,112	1,058
	資源ごみ(小型家電)	24	25
	粗大ごみ	1,333	1,162
	有害ごみ	16	14
	ガレキ類	7	9
事業所 のごみ	燃えるごみ	6,159	6,569
	資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	30	41
	その他	15	40
(合計)		25,200	25,408
1 人 1 日あたりの排出量 (g/人/日)		988	1,027

「ごみ排出量の見込み」

	単位	年 度					
		平成 29	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
見込み	t / 年	25, 622	25, 568	25, 521	25, 479	25, 442	25, 408
実 績	t / 年	26, 083	25, 304	25, 955	25, 200	—	—



3 一般廃棄物の処理主体



4 処理計画

家庭及び事業所から排出されるごみは、次の分別区分により、ごみの減量化・資源化を図るものとし、ごみの排出にあたっては分別区分を遵守し処理の適正化を推進する。

《実施主体》

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭のごみ	燃えるごみ	市(委託) ただし、一時的に多量に発生するごみについては、市(直営)又は直接搬入	市(委託)	市(委託)
	燃えないごみ			—
	資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)			
	資源ごみ(紙類・布類)			
	資源ごみ(小型家電)	市(直営)		市(委託)
	粗大ごみ	市(委託) ただし、一時的に多量に発生するごみについては、市(直営)又は直接搬入		
	有害ごみ	市(委託)※		
	ガレキ類	直接搬入		
事業所のごみ	燃えるごみ	排出者・許可業者	市(委託)	市(委託)
	資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)			—
その他	掘起しごみ	市(委託)	市(委託)	市(委託)

※) 適正処理困難物及び資源物は民間で処理

※) 有害ごみの収集・運搬のうち佐伯地域については市(直営)で行う。

《処理方法》

区 分		中間処理	最終処分
家庭のごみ	燃えるごみ	溶 融※	埋 立
	燃えないごみ	破碎・選別・資源化 (可燃性残さは 溶融※処理)	埋 立
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	選別・圧縮・資源化	—
	資源ごみ(紙類・布類)	資源化	—
	資源ごみ(小型家電)	選別・資源化	—
	粗大ごみ	破碎・選別・資源化 (可燃性残さは 溶融※処理)	埋 立
	有害ごみ	選別・資源化	—
	ガレキ類	—	埋 立
事業所のごみ	燃えるごみ	溶 融※	埋 立
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	選別・圧縮・資源化	—
その他	掘起しごみ	溶 融※	埋 立

※) 溶融処理に伴って発生する溶融スラグや溶融メタルは資源化する。

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画



ア 排出抑制の方法

生ごみ等に関する減量化・再資源化の推進

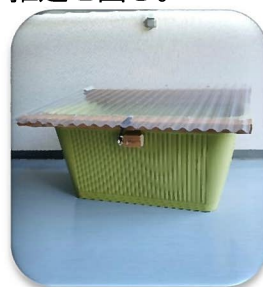
生ごみを堆肥化して野菜作りが体験できる「生ごみリサイクル菌ちゃん野菜作りチャレンジ事業」や、家庭用生ごみ処理容器購入補助、雑草を堆肥に変える雑草リサイクルの実証実験を展開し、生ごみの減量化や雑草等の再資源化の推進を図る。



菌ちゃん野菜作り教室



雑草リサイクル オーガニック BOX



消滅型生ごみ処理容器
「ミニキエーロ」

環境教育及び啓発活動の推進

市報やケーブルテレビ等を活用した啓発活動や施設見学を通じた小中学生への環境教育活動を継続して推進していく。あわせて、小中学生を対象に資源ごみの正しい分別指導を行い、各学校単位で集団回収が行えるよう取組を進める。

また、家庭系ごみは減少傾向の一方、事業系ごみが増加傾向であるため、官公庁などを手始めに各事業所を訪問して、ごみ減量のための啓発活動に取り組む。

レジ袋の削減とマイバッグの普及

レジ袋の「無料配布の中止」については、マイバッグ持参率 80%以上を目標に掲げ平成 21 年 6 月から大分県主体で取組が始まり令和 2 年 7 月からは全国でレジ袋有料化が義務化されデータ報告が終了。令和 2 年度における 6 月までの本市マイバッグ持参率は平均 85.2%であった。今後も引き続き、関係団体と協働しレジ袋の削減の取組を進める。

過剰包装削減の取組

市民は商品を購入する際、自発的に必要以上の包装を断わり、また事業者は自主的に包装を簡素化するよう、市民への啓発及び事業者への協力依頼に努める。

イ 再資源化等の方法

“もったいねえ”を合言葉にした再使用を推進

“もったいねえ”という言葉には物を大切にすることや壊れても修理して使うといった気持ちが込められています。この言葉を合言葉に再使用（リユース）の推進を行う。今後はリユース品を扱う民間事業者と協力して再使用の推進を図る。

リサイクル紙とる？

排出されたごみのごみ質分析※の組成割合では、ここ数年は紙類・布類が全体の4割程度を占めており、その紙類の中にはリサイクル可能な菓子箱・包装紙・使用済み封筒等の「資源ごみ（その他の紙類）」がまだ多く含まれている状況である。今後さらなる積極的な啓発活動に取り組み、紙類の分別の徹底を促進することにより、燃えるごみの減量と紙リサイクルの推進を図る。

※ごみ質分析については、毎月1回の調査をしている。

「資源ごみ」のリサイクルの推進

「ビン・カン・ペットボトル」は、「資源ごみ」の意識が定着し、燃えるごみや燃えないごみの中に入れられることは少なくなった。しかし、排出されたペットボトルの中には、いまだにキャップやラベルが付けられたままのものも排出されるため、今後ごみの分別方法の普及啓発に取り組み、リサイクルの推進を図る。また新たな取り組みとして、令和2年度から開始した「羽毛ふとんリサイクル」の実証事業を継続し、事業効果について検証する。

家庭ごみの正しい分別と排出マナーの向上

「家庭ごみ収集日程表」等を各家庭に配布するとともに、ケーブルテレビを使った啓発番組等の広報活動を行う。また、施設見学を通じた小中学生への環境教育活動、各種団体へのリサイクル講演会や出張講座等を行い、資源物の正しい分別方法と排出マナーのさらなる向上を図る。

小型家電の分別回収の取組

小型家電を「資源ごみ」として適正に分別・排出されるように啓発活動を行い、引き続き小型家電の分別回収によるリサイクルの推進を図る。

ウ 再資源化量の見込み

(ア) 再資源化量の内訳

(単位：t)

	令和4年度（見込み）
直接資源化量	1,083
中間処理後資源化量	4,717
（合 計）	5,800

(イ) 資源物の内訳

(単位：t)

資 源 物 名	令和4年度（見込み）
紙類・布類	1,058
溶融スラグ	3,176
溶融メタル	734
スチール(鉄)	363
アルミ	58
ガラスカレット	269
リターナブルビン	2
ペットボトル	101
小型家電	25
乾電池、蛍光管	14
その他	0
（合 計）	5,800

エ 関連施設の概要

(ア) 溶融スラグ、溶融メタル

施 設 名	処 理 方 式	処 理 能 力
エコセンター番匠 ガス化溶融施設	全連続シャフト炉式 ガス化溶融方式	110t/日(55t/24h×2炉)

(イ) 紙類・布類、スチール（鉄）、アルミ、ガラスカレット、ペットボトル、 小型家電、乾電池、蛍光管、その他

施 設 名	処 理 方 式	処 理 能 力
エコセンター番匠 リサイクルプラザ	破碎、選別、圧縮処理	33t/5h

(2) 収集運搬計画

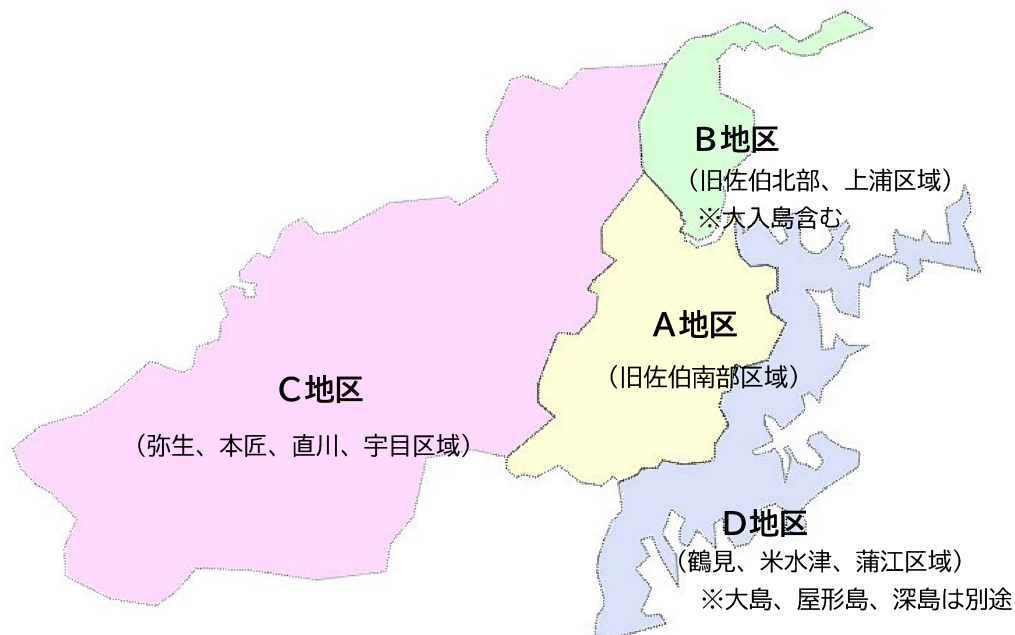
ア 収集・運搬するごみ量の見込み

(単位：t)

区 分		令和4年度 (見込み)
家庭の ごみ	燃えるごみ	14,570
	燃えないごみ	1,233
	資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	687
	資源ごみ(紙類・布類)	1,058
	資源ごみ(小型家電)	25
	粗大ごみ	1,162
	有害ごみ	14
	ガレキ類	9
事業所の ごみ	燃えるごみ	6,569
	資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	41
	その他	40
その他の ごみ	掘起しごみ	2,128
	脱水汚泥	1,037
	し渣	17
	ガレキ類(クリーンセンター沈砂等)	5
(合 計)		28,595

イ 収集区域の範囲

市全域を対象とし、家庭のごみについては4つの地域に分けて委託業者により行う。



※ 事業所のごみについては、事業者が自己搬入するか市が許可する収集運搬許可業者に委託をする。

ウ 収集回数と方法

(ア) 収集方法と頻度※

※ 自己搬入を除く

区 分		収集容器		有料・無料	収集場所	収集頻度
家 庭 の ご み	燃えるごみ	指定ごみ袋		有 料	集積所	1 週間に 2 回
	燃えないごみ					4 週間に 1 回
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	透明袋（半透明袋）		無 料		2 週間に 1 回
	資源ごみ(紙類)	ひも等				
	資源ごみ(布類)					
	資源ごみ(小型家電)	窓口回収又はボックス回収			指定場所	
	粗大ごみ	佐伯・上浦地域	定 期 収 集 な し			
		上記地域以外	ステッカー	有 料	集積所	4 週間に 1 回
	有害ごみ	佐伯地域	透明袋(半透明袋)又は、 購入時の箱	無 料	指定場所	随 時
		佐伯地域以外			集積所	1 週間に 2 回
一時的に多量に発生するごみ		直営による戸別収集		有 料	訪 問	随 時
事業所のごみ	法令等により 区分されたもの	許可業者による収集				

(イ) ごみ処理手数料

区 分			手 数 料	
			現 行	
家庭のごみ	委託収集	指定ごみ袋 (10 枚入り販売)	大(45ℓサイズ用)	30 円/枚
			小(20ℓサイズ用)	15 円/枚
		粗大ごみステッカー	100 円/枚	
	直営収集	一時的に多量に 発生するごみ	大型車(2 t ロング)	4,400 円/台
			中型車(2 t)	2,200 円/台
			小型車(軽トラック)	1,100 円/台
	自己搬入	燃えるごみ	50kg まで	50 円
		燃えないごみ	50kg 超 100kg まで	100 円
		粗大ごみ	100kg を超えるとき	10kg ごとに 50 円を加算
	事業所のごみ 自己搬入 許可業者	法令等により 区分されたもの	10kg まで	100 円
			10kg を超えるとき	10kg ごとに 100 円を加算

(ウ) 収集・運搬体制^{※1}

地 域		収集車両	収集形態
家庭のごみ	A地区（佐伯地区南部）	4トンパッカー車 5台	委 託
	B地区（佐伯地区北部・上浦）	3トンパッカー車 1台 4トンパッカー車 5台	
	C地区（弥生・本匠・宇目・直川）	3トンパッカー車 3台 4トンパッカー車 1台 1.5トントラック 1台	
	D地区（鶴見・米水津・蒲江）	3トンパッカー車 4台 1.5トントラック 1台	
	市全域(一時的に多量に発生するごみ)	2トントラック 3台 軽トラック 2台	直 営
事業所のごみ ^{※2}	市全域	許可車両	許 可

※1 自己搬入を除く。

※2 事業所のごみについては、法令等の規定により区分された一般廃棄物のみとする。

(エ) 中継施設の概要

【該当なし】



(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

エコセンター番匠

所在地		佐伯市東浜1番38号
建設年月		(着工)平成12年10月 (竣工)平成15年3月
ガス化溶融施設	処理能力	110 t/日 (55 t/24h × 2 炉)
	処理対象	燃えるごみ、破碎・選別処理残渣 等
	処理方式	全連続シャフト炉式ガス化溶融方式
	余熱利用	蒸気タービン発電 [1,600kW]
リサイクルプラザ	処理能力	33 t/5h
	処理対象	燃えないごみ、資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)、粗大ごみ
	処理方式	破碎、選別、圧縮処理

イ 中間処理量の見込み

(単位：t)

区 分			令和4年度 (見込み)	計
エコセンター 番 匠	ガ ス 化 溶 融 施 設	燃えるごみ	21,131	26,491
		破碎・選別処理残渣	2,178	
		その他	3,182	
	リサイクル プ ラ ザ	燃えないごみ	1,236	3,171
		資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	728	
		粗大ごみ	1,193	
		有害ごみ	14	
(合 計)			29,662	

ウ 残渣の処理及び処分方法

(単位：t)

区 分			処理処分方法	令和4年度 (見込み)
エコセンター 番 匠	ガ ス 化 溶 融 施 設	溶融スラグ	資源化	3,176
		溶融メタル		734
		溶融飛灰	埋 立	1,489
	リサイクル プ ラ ザ	古 鉄	資源化	209
		スチール缶プレス		154
		アルミ缶プレス		58
		ガラスカレット		269
		リターナブルビン		2
		ペットボトル		101
		乾電池・蛍光管		14
		再利用引渡品		0
		ガレキ類	埋 立	7
		破碎・選別処理残渣	溶融処理	2,357



(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

(ア) 佐伯一般廃棄物最終処分場

所在地		佐伯市大字長良字沖ノ島
埋立処分場	供用開始	昭和 58 年 5 月
	埋立面積	27,483 m ²
	埋立容量	114,729 m ³
	残余容量	23,632 m ³ (令和 3 年 3 月 31 日現在)
	埋立対象物	溶融飛灰、ガレキ類
	埋立方法	セル方式、準好気性埋立
浸出水処理施設	処理能力	145 m ³ /日
	処理方法	(流入) → 接触曝気 → 凝集沈殿 → 砂ろ過 → 活性炭吸着 → 滅菌 → (放流)

(イ) 蒲江一般廃棄物最終処分場

所在地		佐伯市蒲江大字蒲江浦 1222 番地 3
埋立処分場	供用開始	平成 13 年 4 月
	埋立面積	4,300 m ²
	埋立容量	25,000 m ³
	残余容量	15,735 m ³ (令和 3 年 3 月 31 日現在)
	埋立対象物	焼却残渣、ガレキ類
	埋立方法	サンドイッチ・セル方式、準好気性埋立
浸出水処理施設	処理能力	35 m ³ /日
	処理方法	(流入) → カシム除去 → 接触曝気 → 膜処理 → 活性炭吸着 → レート処理 → 滅菌 → (放流)

イ 最終処分量の見込み

(単位：t)

	埋立対象物	令和 4 年度 (見込み)	計
佐伯一般廃棄物 最終処分場	溶融飛灰	1,489	1,516
	ガレキ類	27	
蒲江一般廃棄物 最終処分場	—	0	0
(合 計)			1,516

(5) 住民に対する広報、啓発活動

正しい分別方法や排出マナーの向上を推進するため、市報、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等を活用し広報、啓発活動に取り組む。また、3Rの推進を図るため、施設見学を通じた小中学生への環境教育、各種団体へのリサイクル講演会や出張講座等の活動に取り組む。

(6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物

① 金属くず

いわゆる空きカンのことを指す。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第2項の特定容器(②及び③において単に「特定容器」という。)のうち飲食用に供されていた鋼製又はアルミニウム製の缶が同条第4項の容器包装廃棄物(②において単に「容器包装廃棄物」という。)となったものと同等のものに限る。)

② ガラスくず

いわゆる空きビンのことを指す。

(特定容器のうち飲食用に供されていたガラス製の瓶が容器包装廃棄物となったものと同等のものに限る。)

③ 廃プラスチック類

いわゆるペットボトルのことを指す。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号)別表第一の7の項に規定する商品の容器に限る。)

④ 日常生活から排出されるものと同等、同量のもの

⑤ その他市長が必要があると認めるもの

イ 適正処理困難物

① 廃棄物処理法第6条の3第1項による適正処理困難物

廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）

② 市が定める処理困難物

自動車、バイク（タイヤ含む）、電動車いす、バッテリー、充電式電池、ボタン電池、塗料、ペンキ、廃油、石油、灯油、食用油、化学薬品、農薬、殺虫剤、ピアノ、消火器、ガスボンベ、金庫（耐火性）、切り株、風呂釜（浴槽）、ボイラーなど

※これらの処理困難物については、販売店等での適正な処理を推進する。

③ 一時的に多量に発生した処理困難物

台風や大雨により河川や海岸等で一時的に発生した木くず（流木等）※付着物含む

※これらの処理困難物については、許可業者等による適正な処理と再資源化を推進する。

ウ 小型家電リサイクル対象品

排出者は、小型家電リサイクル法に基づき、市が指定する対象品目を分別し、回収場所へ持ち込む。対象品目の小型家電は「資源ごみ」の区分とし、処理手数料は無料とする。

対象品目

・携帯電話端末・PHS 端末 ・パーソナルコンピュータ（モニターを含む）※タブレット型情報通信端末を含む。 ・電話機、ファクシミリ ・ラジオ ・デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ ・映像用機器（DVD-ビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ(セット)、チューナ、STB） ・音響機器（MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤー（HDD）、CDプレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器） ・補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード） ・電子書籍端末	・電子辞書、電卓 ・電子血圧計、電子体温計 ・理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ） ・懐中電灯 ・時計 ・ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイク系トレンドトイ） ・カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット） ・これらの附属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等）
---	---

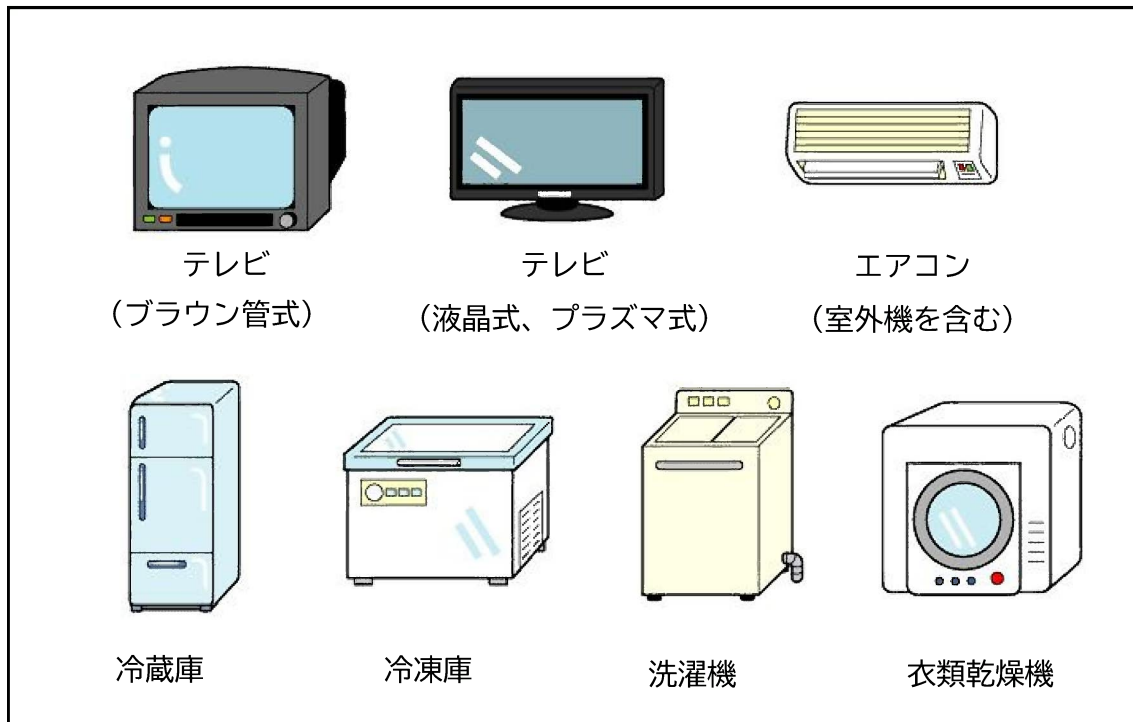
回収場所

窓 口 回 収	エコセンター番匠、各振興局
ボックス回収※	佐伯市役所、保健福祉総合センター和楽

※ボックス回収は、回収箱の投入口（15 cm×25 cm）に入るものに限る。

エ 家電リサイクル対象品

排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してメーカーが指定した引取場所に搬入する。



オ パソコンリサイクル対象品

排出者は、①パソコンメーカーによる回収、②市が実施する窓口・BOX回収、③※市と連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社の宅配回収（ただし、離島除く。）のいずれかを選択する。

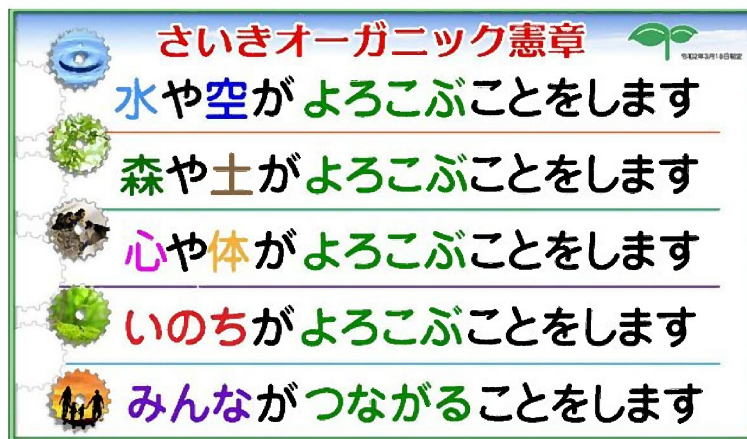


※令和3年8月に協定を締結。



ごみの量を減らそう・繰り返し使おう・資源として活かそう

さいきオーガニック憲章
ロゴマーク



佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

発行日	発行日 令和4年3月
編集	佐伯市 市民生活部 清掃課
	〒876-0821 大分県佐伯市東浜1番38号
	TEL (0972) 22-3984
	FAX (0972) 23-3640
	E-mail seisouka@city.saiki.lg.jp